

原子力規制委員会記者会見録

- 日時：平成29年10月4日（水）14：30～
- 場所：原子力規制委員会庁舎 記者会見室
- 対応：更田委員長 他

<質疑応答>

○司会 それでは、定刻になりましたので、ただいまから原子力規制委員会の定例会見を始めます。

皆様からの質問をお受けします。いつものとおり所属とお名前をおっしゃってから質問の方をお願いいたします。

それでは、質問のある方は手を挙げてください。アベさん。

○記者 日本経済新聞のアベです。よろしくお願いします。

今日の柏崎刈羽原発の審査書案取りまとめについてお伺いします。2つお伺いします。

1つが、8月30日に東電社長と意見交換してから、委員会で取り上げるのは今日で5回目になります。前田中委員長時代も含めて、大体1ヶ月以上かかったことになります。これについて、まず、取りまとめた御所感についてお聞かせください。

○更田委員長 所感でよろしいですか。まだ科学的・技術的意見の募集を控えていますので、今の段階で特に強い感想を持つものではないのですけれども、ただ、言うまでもなく、申請者が福島第一原子力発電所事故の当事者である東京電力であったこと、それから、BWRという炉型については初めてのものであったということで、特段強い感慨というものではないのですけれども、これはどの審査の過程でもそうですが、東京電力との間のやり取りはもちろんのこと、規制庁、規制委員会内部での議論も十分尽くすことができ、審査の技術的な内容については自信を持っています。5回の委員会を費やして1ヶ月以上かかった、これは既に申し上げた、やはり申請者が東京電力であったことが一種特別なケースであったのだらうと思っています。この5ヶ月の過程が、ちょうど田中委員長の退任間近と、それから、私にかわってというところに、たまたまですけれども、重なってしまったこともありますけれども、丁寧な説明と、それから、審査内容にかかわって、委員会の中で十分に議論を行うという意味ではよかったと考えています。

○記者 分かりました。もう一つなのですけれども、これから経済産業大臣に意見照会を求めるところになります。経済産業大臣から、きちんとこれから東電監督をしていってくださいよというところを確認すると思うのですが、見方によっては、経済産業省が監督する立場が強くなるほど、東電の自主性、自主的に廃炉を進めるとか、そういうところを阻害してしまう懸念はあるのではないのかなと思うのですけれども、そのあたりの懸念についてはどのようにお答えになりますでしょうか。

○更田委員長 その懸念については、まず第一に経済産業省でお考えになることだろうと

思いますし、国の関与が事業者の自主性を奪ってしまうことはあってはならないというのは、経済産業省でも十分に認識をされていることだろうと思います。現在、東京電力は国の関与が大きくなっているのは事実であって、であるからこそ、東京電力が約束を果たせるように、そして東京電力の財務面に関して言えば、NDFの寄与があつて、NDFを所管しているのは経済産業大臣ですので、東京電力が東京電力の主体性を持って約束を果たす、それをきちんと経済産業省としても、阻害ではなくて、むしろ後押しできるようにしてほしいといった意味も含めて、今回、意見聴取にあえてなお書きの部分が加わっているわけですが、これについてどう思うかというのは回答をもらってからということになるだろうと思いますけれども、御質問の中にあつた懸念というのはよく分かります。それは私たちもたびたび主体性について口にしているところではありますし、経済産業省でも十分に理解をいただいているところだろうと思います。

○記者 ありがとうございます。

○司会 スミさん。

○記者 共同通信のスミです。よろしくお願いします。いくつか質問させてください。

1つ目は、繰り返しで申し訳ないのですが、東京電力の適格性について、さまざまな議論をされたと思うのですが、改めて、今日、審査書案を取りまとめられたということで、東京電力の適格性について、どうお考えになるか教えてください。

○更田委員長 これまでの委員会で適格性について議論してきて、東京電力からの回答を私たちは認めて、その形で適格性に関する議論を、これは前回までの議論をなぞることになりますけれども、私たちは技術的な適格性について、東京電力を認めたと。今日の委員会で特に適格性に係る部分について、新たな議論であるとか、新たな展開があつたわけではありませんけれども、伴委員も指摘されていたように、福島第一原子力発電所でLCOの逸脱があつて、あれは平たい言葉で言うとチョンボだけれども、チョンボと技術的能力は、ミスはあることなので、特段それをこれまでの議論に影響させることはないとは私は考えています。ただ、この時点で、まだ許可まで行っていない、科学的・技術的意見の募集の前の段階ではありますが、適格性というのはこういった段階でもう議論が終わりというものではなくて、今後のプロセスであっても、私たちは注視し続けるものであるし、それから、保安検査や訓練、その後の後段規制において適格性については引き続き見ていく。これは別に東京電力に限った話でないとわれればそれまでだけれども、特に東京電力に関しては、今後も国民に対する約束といったものをきちんと履行されるかどうかは注視していきたいと思っています。

○記者 関連してなのですが、伴委員の御指摘があつたり、今、委員長も御指摘あつたのですが、水位計のミスで地下水の逆転のおそれが何回かあつたということで、今まで、更田委員長が委員時代、凍土遮水壁の問題などで非常に気を使って、時にはかなり厳しい言葉も使って心を砕いていらつしゃつた部分だと思うのですが、

そこがあっさり水位計のミスで何回かやらかしてしまいましたというのは、かなり不安を覚える話で、適格性は実績を積み重ねていくのを見続けていくという話ですけれども、いきなり出だしでずっこけた印象があるのですけれども、そこに対して、それこそ何らかの懸念とか、しっかりしてくれよとかいう感想とか、注文というのではないのでしょうか。

- 更田委員長 遮水壁の問題にしてもそうだし、建屋の滞留水との水位の逆転の問題にしても、立場が変わったから意見なり何なりが変わるわけでも全くなくて、しっかりしてくれよはおっしゃるとおりなのです。単純ミスそのものよりも、例えば、水位計を更新して、それから、強化したサブドレンそれぞれに水位計を更新していったときに、最初の1つを更新したときに、キャリブレーション、校正をしていれば、即座に単純ミスによる709ミリの間違いを見つけることができたのに、なぜそれをしなかったのだというのはとても残念に思います。

一方で、福島第一原子力発電所事故というのは、例えば、サブドレン一つについても、建屋に非常に寄りついたところにありますから、線量が立っているわけです。作業員の被ばくをいたずらに増やしたくないという気持ちは分かるし、そもそも作業環境が厳しいところであるから、乱暴な言い方だけれども、ミスはどうしてもあるのだと思っています。実施計画は、ミスがあってもなお深刻な事態に至らないようにということで審査をして認可をしてきているもので、実際、今回もLC0の逸脱ではあったけれども、建屋の壁の境界での水位の逆転は起きなかった。203というサブドレンよりも内側のサブドレンの水位は建屋内の水位よりも高く保たれていた。ですから、安全上の懸念に至るようなところにならないように、LC0逸脱したとしても、安全上の懸念を及ぼさないようにということで実施計画を認可していて、今回のミスは実施計画のいわば想定していた範囲の中であったと。ミスひとつひとつを東京電力に対して厳しく指摘をこれまでもしてきたし、今後も指摘をしていかなければいけないのだけれども、ただ、LC0の逸脱をもって実施主体としての資格がないというのは、ちょっと議論の飛躍であろうと思っています。

- 記者 おっしゃる意味はよく分かるのですけれども、単純にLC0の逸脱というと、まあまあ、個別のトラブルかなという気がしますけれども、個人的な印象かもしれませんが、特に更田委員長は、地下水の逆転について非常にこだわっていらっしゃった印象が非常に強いものですから、それについては随分さらっとした反応だなという、そこにちょっと違和感というか、ギャップを感じるのですけれども。

- 更田委員長 今おっしゃっているのは受けとめ方の問題でありますけれども、建屋滞留水と周辺水位との逆転や、建屋滞留水を安定した状態で建屋の中に保つことについては、今もこだわっていますし、福島第一原子力発電所の廃炉のプロセスの中で、当面、私たちが注意深く見なければならぬのは、スラリーやスラッジ等もありますけれども、意図せざる滞留水であることは間違いなくて、ある期間、4月以来と言われているけれども、繰り返しますけれども、ミスはあったけれども、実際に周辺に影響が出るような事

態に至らなかったというのは、実施計画が想定をしているマージンの確からしさを示してくれたと思っています。起きた事態そのものよりも、新しいものをつけたらキャリブレーションしましょうよと、むしろこっちの方に私はこだわりを持っていて、今後さらに難しいプロセスに入っていきますので、機器を取りかえたら、新しい機器について校正をきちんとやるというのはイロハのイで、作業環境が厳しいことはわかっているけれども、ここはきっちりとするというのが、建屋滞留水だからというのではなくて、新しい機器を入れたらキャリブレーションしようと、むしろそっちの方を東京電力に対して強く言いたいことです。

○記者 最後になります。率直に言って、今回の水位計のミスは減点対象にはならないという理解でよろしいのですか。KKのことを厳しく見ていくという中でですけども。

○更田委員長 減点というのはにわかには捉えにくいところがありますけれども、ミスであることは事実であって、問題はこれが繰り返されるか、あるいは同様のことが高い頻度で繰り返されるようであれば、これはこれで品質保証の問題に及んで、引き締めを図ってもらわなければならないとは思っています。

○司会 御質問のある方。フジオカさん。

○記者 NHKのフジオカです。よろしくお願いします。

前の質問とも関連する部分もあるのですが、柏崎刈羽原発について率直に伺います。委員長は東京電力に原発を運転する資格があるとお考えでしょうか。

○更田委員長 それは適格性の議論の中でも触れていますけれども、私たちはそのように判断をしました。

○記者 ほかの電力会社にはとっていない異例の対応になったと思うのですけれども、その根拠についても改めて伺ってもよろしいですか。

○更田委員長 これはやはり、いかに福島第一原子力発電所事故というものが大きかったかということの証左だと思うのですね。事故の当事者ではあるし、それから、2011年3月11日以来、この6年間余りの期間は、私たちは決して短かったとは考えていない。あれだけの事故の当事者であった東京電力が再び原子力発電所を運用するに当たって、特別扱いとおっしゃるけれども、やはりそこは私たちの判断として、十分な議論を尽くす必要があるだろうと思っていましたし、これで終わりではなくて、やはり今後も私たちの意識を引き締める、当然のことながら事業者の意識を引き締める意味においても、事故の当事者であった事業者に対して十分な時間を費やして、きちんとした議論を行っていくことが必要だろうと判断しました。

○司会 では、ナギラさん。

○記者 毎日新聞のナギラです。

KKについてまた伺いたいののですが、今回、サブドレンの水位の件に関しては、適格性

の議論には問題ないということでしたけれども、今後もトラブルが続くと思うのですけれども、こういったトラブルであったら適格性に影響すると考えていらっしゃるのか、少し具体的に教えていただけないでしょうか。

○更田委員長 明確な適格性を疑わざるを得ないような事態を過去の例で挙げるとしたら、例えば、格納容器漏えい試験のデータの捏造であるとか、いわゆる悪意に基づくようなものがあれば、これは極めて深刻に捉えることになると思います。なると思うのではなくて、深刻に捉えます。それから、違反に当たる行為が繰り返し行われる、自らは是正することができずに違反が繰り返されるであるとか、それから、やはり私たちは技術を見ているので、事業者の技術者との間のやり取りをします。そのときにおざなりな、あるいは十分な理解を持っていないような説明なり、発言なり、資料なりがあったときは、これはちょっと申し上げにくいけれども、感触と言うと非常に曖昧ですけれども、技術者同士、努力が足りないだとか、勉強が足りないだとかはお互いに分かるものですから、3つ目は余り具体的ではないかもしれないけれども、絶えず接点を持って、絶えず問いかけをして、あるいは向こうからの問いかけに答えてというプロセスが非常に大事なのだらうと思います。その中で明らかに疑義を感じるころがあれば、再び技術的能力や適格性について議論を深めなければならないところがあるだらうし、忘れていましたけれども、経営層は規制当局に対する回答にとどまらず、国民に対して、社会に対する約束だとした内容が単なる口約束に終わっていないかどうかというのはきちんと見ていきたいと思います。

○記者 もう一点だけ。今、曖昧とも表現されたのですが、具体的に何をしたらだめと書いてあるわけではないと思います。ただ、今後、1Fの廃炉に関しては、これまでより厳しい廃炉作業が続いていくと思うのです。例えば、先ほど話のあったスラリーとかスラッジというのは非常に放射線量が高いですし、あとデブリの取り出しということもありますし、これからトラブルが起きてきたときに、規制委員会としてそれをどう判断するかというのは、明確な基準がない中では非常に難しい部分があると思いますし、それをどう一般の国民に説明していくかという難しさがあると思うのですけれども、今後の適格性をずっと見ていく上での難しさと、それについての責任をどう感じていらっしゃるのか、そのあたりをお願いします。

○更田委員長 福島第一原子力発電所の廃炉については、多くの方はしばらく先の方まで、どうしても見通しを期待する部分があるのだらうと思っています。いつごろになったらデブリが取り出せるのかといった心配や不安や懸念があるのは、これはそうだろうと思います。しかし、従事者の安全や、環境に影響を及ぼさないことを第一のポイントとしている私たちとしては、安易な先々の見通しを持つことよりも、ステップ・バイ・ステップで見ていくことが大事だろうと思っています。ですから、当面のものをまずきちんとやろうというのを繰り返し東京電力には求めていますし、廃炉に直接当たっている人や、指揮をしている人たちは十分にこれをわかっているように、私は感触に自信を持っ

ています。

問題はさらにその上で、経営層が、例えば、廃炉に関して言えば、福島の方々と向き合うと約束をされた。それが今後どのように果たされていくのかということが大きな関心事だと思っています。私たちの責任は、福島第一原子力発電所の廃炉にかかわる規制というのは、ほかの規制と違って、ほかの規制と違うというのは、ほかの規制の部分であれば、例えば、何か大きな違反があったら運転停止と言えればいいわけですけれども、1Fの廃炉作業停止命令は何の効き目もないし、かえって不幸を招くだけで、私たちは安全を確保しつつ、廃炉作業がスムーズに進むように目指さなければならない。その点では事業者と同じ思いに立たなければならない。ですから、ほかの規制と著しく性格が異なるので、この点に関しては、段階ごとに自らの規制が正しいものであるか、ふさわしいものであるかを自問自答しながらやっていかなければならない部分があるだろう。おっしゃるように簡単ではないです。

○司会 御質問のある方。ナガノさん。

○記者 新潟日報のナガノと申します。よろしくお願いします。

今日の柏崎刈羽についてなのですけれども、委員長の基本認識としてお伺いしたいのが、今日は審査書案が取りまとまって、これが事実上の合格という前提でお伺いしたいのですけれども、まず、新規制基準に適合したという意味付けなのですけれども、これはどの程度安全が確保されたという認識を持てばいいのか。もう福島事故のような重大事故は起きないというのか、それとも、現状では最低限の安全が確保されたという意味なのか、どうお考えなのかをお聞かせください。

○更田委員長 まず、設置許可、今回の変更許可ですけれども、設置許可というのは、規制においてすら一つの段階にすぎなくて、設置許可が全てを約束するものではありません。設置許可の方針どおりに実際に工事なりがなされるかどうか、機器がきちんとインストールされるかどうかは、工事計画の認可のプロセスで見ていくことになりまして、また、それをきちんと扱うことができるのかどうかといったものは保安規定で見ていく。さらに言えば、現場は本当にそのとおりになっているのかを検査で見ていくことになりまして、訓練の様子も私たちは見ていくことになる。ですから、設置許可だけで何かを約束できるとかいうものでは決してありません。

もう一つ、では、この許可に従っていれば、福島第一原子力発電所のような事故は起きないのか。これは、前回の会見でも申し上げましたけれども、私たちがこれで大丈夫だから御安心くださいと言うようになったら、規制当局として皆さんの方から失格だと言ってもらいたい。それなら、なぜ防災計画があるのだ、なぜ大規模損壊についても私たちは審査をしているのか。十分対策は尽くすけれども、それでもなお事故は起きるものとして考えるというのが基本姿勢ですので、事故は二度と起きませんとか、これは再び安全神話が発芽しだした証拠になるし、私たちは決してそういったことを申し上げる

つもりはありません。

○記者 分かりました。関連して、また先の話になってしまって、今、委員長おっしゃったような工事計画ですとか、保安規定ですとか、その認可が終わってしまえば、今度は地元の立地自治体の同意という局面になると思いますけれども、国がよく言っているのは、新規制基準が世界最高水準のものだと言っている中で、地元として、安全と判断するに当たって、何をよりどころにすればいいのか、こういったところはどうお考えなのでしょうか。

○更田委員長 地元でも、例えば、自治体でも独自の確認をされると聞いています。独自の確認をされるのは独自の判断をもって当たるべきで、国の判断をよりどころにというふうな、表現の揚げ足を取るみたいですが、よりどころにしてしまうようでは独自の判断になりませんので、技術的な内容としてはもちろん私たちは情報を提供しますし、説明も続けていくつもりですが、独自の判断を私たちが左右するつもりはないですし、私たちがこう判断したのだから、あなた方もこう判断すべきだと申し上げるつもりは全くありませんので、それぞれが独立して責任を持って自らの判断をくださることになるだろうと思います。

○記者 ありがとうございます。

○司会 では、右の列の4番目の方。

○記者 北海道新聞のキムラと申します。

今回初めて沸騰水型の原発が設置許可を受けまして、事実上の合格を受けたわけですが、一方の加圧水型では、北海道電力泊原発の審査がまだ残されています。改めて泊原発の審査が長引いている理由と、今後の審査の見通しについて、委員長の認識をお聞かせください。

○更田委員長 泊については、これまでも申し上げているところですが、置かれているサイトの自然条件に関する審査、プラント側の審査は、率直に言うと、かなりの部分、一通りなめているところがあります。ただ、一方で、自然ハザードに関する審査がまだ結論に至っていないので、自然ハザードについて十分な説明が北海道電力からなされて、そこで成案を得ることができたら、今度はプラント側の審査は、新たな防潮堤であるとか、それから、Ssがこういったレベルになるかにもよりますが、耐震性であるとか、防潮堤の構造であるとかはプラント側で改めてやらなければならないけれども、繰り返しますが、Ss次第ではあるけれども、プラント側にそんなに大きな課題が見えているかという、今の時点では見えていないわけでは、ひたすらサイト条件、自然ハザードの条件について、結論がいつ得られるかにかかっていると思っています。これは北海道電力からの説明、再び近々受けられるのであろうと思いますが、そこで示された材料とその内容によるものだと思います。時期、時間について、今の段階で申し上げるものではないと思っています。

○司会 ヒガシヤマさん。

○記者 朝日新聞のヒガシヤマでございます。

国の判断のよりどころという話もありましたけれども、2点お伺いします。

1つは、今の自民党政権は規制委員会が判断したものは再稼働していくのだという姿勢を崩していませんし、希望の党の党首も全く同じような認識のことを言われたと伝え聞いております。前の田中委員長は退任の会見のときに、これはのりを超えるけれどもという前置きをした上で、原発の政策というものに関しては国会で十分議論してほしいと注文をつけられましたけれども、更田さんどのようにお考えでしょうか。

○更田委員長 まず、政策サイドの判断は政策サイドの判断ですので、これについて私たちが申し上げることはありませんけれども、田中委員長の御発言に関して言えば、自らのりを超えるけれどもとおっしゃったので、のりを超えた田中委員長のコメントに対して、私はコメントするつもりはありません。私はまだ先がしばらくありますので。

○記者 ありがとうございます。それから、今後についてなのですけれども、設置許可の審査は今日、山を越えたという形になりますが、今後、工事計画認可とか、特に保安規定の審査、もしくは認可は、まさに大きな課題になっていくのだと思います。先ほど事務方ブリーフでは、ここからが本番ですという発言もあったのですけれども、更田さんはどのようなおつもりで臨まれていくのでしょうか。

○更田委員長 そうですね、決して簡単ではないと思っています。というのは、改造部分もかなりの量に上りますし、保安規定に関して言えば、先般の東京電力の約束をどういう形で織り込んでいくか。これまでの発電所に対する工事計画認可や保安規定の例と比較すれば、やはり柏崎刈羽の今後の審査はいくつかの特有の課題があるだろうと思っていますので、特に保安規定に関しては、余り例のあるものではないから、審査チームに関して言えば、ここまで来たことを労いたいという気持ちはあるけれども、先ほど言ったように、主要メンバーがまだまだこれからというのは、私もそのとおりだと思います。

○司会 マツヌマさん。

○記者 赤旗のマツヌマです。

技術的に、かつ、ちょっと素朴な質問なのですけれども、代替循環冷却系の信頼性について、委員長も多少発言されていましたが、非常に動的な機器で、東電の場合は、特に人が大分いろいろやらなければいけないということもあって、その辺、ちょっと疑問もあるのですが、その辺について、現段階での御意見をお聞きしたい。

○更田委員長 私は、代替循環冷却というのは技術的に合理性の高い手段の一つであろうと思っています。

それから、恒設ではなくて、人的な作業を伴う点に関して言えば、信頼性の観点からいうと、恒設でないことは必ずしも信頼性を減じるものではないという判断なのです。

というのは、例えば、地震に対する備えという観点からいうと、いわゆるモバイル機器が恒設の機器によって劣るといふよりも、むしろ有利な点もありますので、現在の東京電力からの提案をもって、その信頼性に疑いを持っているものではありません。

- 記者 今回の東電の柏崎刈羽の場合は、ほかのところはまた違ってくるのかもしれませんが、代替循環冷却のときのセシウム137の評価が15テラベクレル。一方で、セシウム137だけを見ていると、ベントをした場合でも、例えば、サプレッション・チェンバ側から出した場合には、14ちょいというように数字の上ではなってしまうわけですよ。結局、それは希ガスであるとか、ヨウ素の評価がないという中で、見た目のセシウムだけの評価で見ていると、そういうことになってしまう。

この辺は、ちょっと一般には分かりづらくなってしまうことがあるのではないかと。そういう意味では、是非ヨウ素ですとか希ガスなんかも含めた評価を、例えば、敷地境界であるとかを今後していく考えはないでしょうか。

- 更田委員長 なかなか一般の方に分かりづらいところがあるだろうと思われる一つは、ベント以外にも格納容器の設計漏えいですけれども、格納容器からどうしても微小なリークはあって、ベントをするときの判断でもそうですけれども、格納容器からフィルタを通らずに漏れてしまうぐらいだったら、さっさとベントをあげようと、そういう判断になって、ただ、一方、実際にこの格納容器からのリークレート、漏えい率が実際のシビアアクシデントの状態でどのぐらいあるかというのは、かなり技術的にチャレンジの部分が多いです。

今おっしゃった数字というのは、それぞれかなり保守的、大き目の数字になってはいますけれども、ベントの運用を考える上では、できるだけ格納容器から漏れてしまう量はどのぐらいなのか。それから、御指摘にあったベントのときの影響については、そのときの対策を、どれだけベストに近い対策をとり得るかというのを考える上で重要なので、評価の上では大事だと思っています。

ただし、今申し上げたように、非常に不確かさの大きな評価なので、これは時間をかけてきっちり進めていく必要もありますし、今日の説明にもありましたけれども、FSAR、安全性向上評価の中で、ベントを使ったときの敷地境界等に関しての評価は事業者に対して求めています。

炉心損傷を起こしてベントを使わなければならない事態というのは、要するに、炉心損傷が起きたときですから、極めて小さな確率で起きる現象で、非常に大きな不確かさを持った部分なので、そこを14とか15とかといった数字がひとり歩きしてしまうことは、技術的に見ると余り正しい議論ではないと思っています。

- 記者 最後に違う論点の話なのですが、今回、確認結果案、これに関しても科学的・技術的意見募集にかけるといふことで、これはかけないという選択もあったのではないかなとも思うのですが、あえてかけるということにした理由というか、お聞かせください。

○更田委員長　そうですね。これは委員会の議論の比較的早い段階で、今回の審査の一環としてあれを捉えるという判断を私たちはしました。審査の一環である以上は、当該部分に関しても意見募集にかけるだろうということになったので、どちらの判断もあったかもしれません。おっしゃるように、今日説明があった審査書案だけの意見募集をするという選択もありましたけれども、ただ、今後、保安規定での議論等にも大きな影響を与える判断ですので、ここは前広に双方についての意見募集を行うというふうに判断をしたものです。

○司会　御質問のある方。あと4名と、1回やったのでちょっとお待ちくださいね。

では、まず、タケウチさんから。その隣の方の順番で。

○記者　読売新聞のタケウチと申します。

これまでの質問とある程度重複することもあるかもしれませんが、改めてお聞きします。

東電の福島第一原発の廃炉への決意を示した文書などを柏崎刈羽の保安規定に盛り込むことが決まりましたけれども、規制委としてはそれをどう評価するか、どういう意義があるかというのを改めてお聞かせください。

○更田委員長　規制当局への回答というのみならず、社会・国民に対する約束である以上は法的な根拠を持たせたかった。保安規定に書かれれば、これは根拠ある文書ということになりますし、それだけ東京電力の決意表明としての位置付けを明確に、かつ、大きなものにできるというふうに考えたのが最大の理由です。

○記者　分かりました。

あと、東電の適格性議論が今回行われましたけれども、これはあくまで新規制基準には基づかない、ちょっと異例の審査だったかと思うのですが、田中委員長は手探りだったというふうにおっしゃっていましたが、更田委員長はこれについてどのような印象をお持ちでしょうか。

○更田委員長　技術的な方の審査のことをおっしゃっていますか。

○記者　いや、適格性です。

○更田委員長　適格性ですか。そうですね。適格性に関して言えば、「手探り」という表現かどうかはちょっと判断しかねますけれども、ただ、前例がないという意味ではそのとおりで、あれだけの3つの炉心が大きく損傷してしまうような事故を起こした当事者に対する審査・判断という意味では、まさに前例はないですし、そういう意味で難しいものであったと思っていますけれども、ただ、難しいものだったと過去形で語ることにちょっとまだためらいはあって、東京電力もそうですし、私たちもそうですけれども、福島第一原子力発電所事故があったこそという部分は過去形で語ることはできないのですから、保安規定の審査の中でもまた新たな論点が生まれるかもしれないし、更には言えば、その後の後段規制でも新たな論点が生まれてくることはあるだろうと思います。

○記者 最後にお聞きします。

今回は東京電力でしたけれども、今後も他の事業者の審査で、やはり適格性の議論というのが必要になってくる場面が出てくる可能性はあるというふうにお考えなのかということと、今回、柏崎刈羽で適格性の議論というのが初めて出ましたけれども、そういうことを経験して、今後、適格性について議論する場面が出てきたときに、こういうふうな点を話し合うべきだというような基準を作るようなお考え、あるいは検討するようなお考えはないでしょうか。

○更田委員長 今の時点で今回の東京電力に対するような適格性の議論を他の電力事業者に対して展開する必要があるかということ、今の時点ではそこまでは考えていません。ただ、こんなことは起きてほしくはないですけれども、また別に適格性を疑わせるような何か事態があれば、それはその事態の大きさに応じて、個別の事業者に対して議論をしていくことがあるだろうと思います。

では、事業者の適格性に関して、基準や考え方のようなもの。これは考えられなくもないけれども、やはりどうしても個別に起きた事態に対する対処であるので、テーラーメイドにならざるを得ないし、今の時点でその部分の議論を深めることの優先順位が高いかということ、むしろそうではなくて、後段規制における課題をひとつひとつこなしていくことの方が大事だと思います。

○記者 ありがとうございます。

○司会 では、隣の方。

○記者 フリーランスのマサノと申します。

適格性の議論について、引き続き質問なのですが、まず、事故を起こした事業者かどうかということで炉規法の運用を変えるということは、恣意的なものであって、法治国家としてあらざるべきものだとすることをまず指摘させていただいた上で、既に進んでいますので質問したいのですが、先ほどそういった問題が、LCOの逸脱については、チョンボ的なものであって、大したことはないということをおっしゃられて、それが繰り返されるか、どんな頻度でということをおっしゃられたと思うのですが、東電に関して言えば、2002年にシュラウドのひび割れ隠しがありましたし、津波の予測の対応が遅れたことで3.11の事故が起きましたし、その後もKKでの免震棟の耐震性不足というのが今年分かりましたけれども、2年間それが公表されなかったということ、そして、メルtdownについても、新潟県が突きとめていったということで、またKKですけれども、今回の逸脱が明らかになったということで、これは適格性がクリアできたとは思えないのですが、実際に保安規定に書かれるということなので、そのときに改めて審査するということなのでしょう。

つまり、基本的考え方が盛り込まれていると思うのですが、そこには事業者は安全追求を優先しなくてはいけないとか、5番目にも、規則の遵守というのは最低限の

要求であるとか、更なる安全性向上に取り組まなくてはいけないということが書いてありますけれども、保安規定の審査のときに、改めて今言われたような頻度で起きているということを含めて審査するのでしょうか。

- 更田委員長 ちょっと御質問の趣旨を計りかねているかもしれないですけども、保安規定の審査において、前回、前回ではありませんね。東京電力からの回答を保安規定の中にどう位置付けるかということに関しては、これは私たちも議論をして、検討していかなければいけないところではありますけれども、基本方針について、改めて保安規定の審査の中で議論することには、ちょっと予見を与えるのはよくないのかもしれませんが、改めて基本方針の正しさ云々について、そこで議論をするということにはならないだろうと思っています。
- 記者 というのは、保安規定に盛り込んで法的な根拠を持たせるとおっしゃったわけですね。でも、一方で、適格性審査は終わったことになっていますよね。そこがどういう位置付けなのだというのが分からないので聞いたのですが、何かもう一コメント頂けるのであればありがたいのと、時間もあれでしょうから、次の質問もあわせてさせていただきたいのですが、適格性審査については、感情論ではない、やり切る覚悟と実績を示せということでしたが、その議論の中で伴委員が求めた覚悟というのは、トリチウム汚染水を管理された条件のもとで放出するということを述べられました。これは地元との、あるいは漁業関係者との合意形成もなしに強行することであると。それがやる気とか実績をあらわすことなのかというふうにもとりかねないのですが、そうではないということをご期待しつつ、その点についてお願いします。
- 更田委員長 1つ目は、まず、設置変更許可というものの位置付けと、工事計画認可というものの位置付けと、保安規定の審査、これは新規制基準の適合性審査では3つを並行して行っている部分も、一体として扱っている部分もあるので、なかなか御理解いただきにくい部分があるのは承知をしていますけれども、今は最初のステップの設置変更許可の段階における適合性に関する判断を行った段階であって、その文書を。
- 記者 ごめんなさい。聞いたのは適格性の方です。
- 更田委員長 適格性です。設置変更許可の範囲の中における適格性に関する判断を終えた。もちろん、これからパブコメはありますけれども、設置変更許可の範囲の中での適格性に関する議論を私たちは終えた段階にあります。そこで得たものを保安規定の中で位置付ける。保安規定に関しての認可は、まだこれから先の話ですし、審査もこれからの話です。

それから、トリチウム水に関して言うと、私たちは全ての利害関係者、それから、福島の方々に対して向き合って、合意を形成して、その上で希釈放出というものに向かうべきだということを東京電力に求めたのであって、処理済水の放流を強行しろと求めたわけでは全くありません。

むしろ東京電力に関して言えば、国が判断してくれるのを待つのではなくて、もう苦

渋の判断ではあるけれども、これ以外の選択肢がないのだということを自ら表明して、そして、漁業関係者も含め、あらゆる人たち、不安に思う人たち、心配に思う人たちを含めて向き合って、その向き合う姿勢をまず示すのは東京電力でしょうと。それが最大のメッセージでした。

回答の中で回答の一番注目すべきところというのは、福島に向き合っていくと彼らは言った。ですから、これはもう始まっているのだと期待しているのですけれども、私は。東京電力は今、実施計画に関して言うと、処理済水のタンクの増設を申請しています。現時点においてタンクの増設は避けられないというのは、私たちも技術的には分かっているけれども、それでも、タンクの増設を申請するのだったら、処理済水の最終的な解決に向けての努力も同時にやっているのじゃないかということをお聞きしたい。東京電力に問い続けているわけですが、いきなり放流するのではなくて、まず福島に向き合うという具体的な取組を彼らはもう既に始めているということをお聞きしたい。

○記者 済みません。あと2問で。ごめんなさい。短目に聞きます。

先ほど、国会での議論をもっとしてほしいということをお聞きしたい。田中委員長が言ったと。それはのりを超える発言だということをお聞きしたい。本人はおっしゃられたということなのですが、田中委員長での体制は炉規法の恣意的な解釈が目立ったと思うのですけれども、もし国会で議論してほしいのであれば、経産省に対して、炉規法について、もう少しここを加えた方がいいのではないかという勧告を出せばいいだけの話ですので、それについてどう思われるかという点。

最後の質問ですが、東電ですとか、ほかの電力会社の経営陣と会うというようなことが慣習化されてきていると思うのですけれども、そこで覚悟とか態度とかを見て判断に役立っているような気がするのですけれども、現場で何をやるかということと、トップが何を言うかということは全く違って、そこで演技をすれば、演技がうまい社長であれば、いかようにも判断がゆがめられてしまうのではないかと思います。その点について、最後、お願いします。

○更田委員長 2つ頂いた御質問のうちのまず1つ目、これはおそらく見解の相違になります。要するに、私たちは、田中委員長の時代であっても、炉規法の恣意的な運営があったとは私は思っていない。

2つ目。確かに現場と経営陣、また、経営陣は演技をすれば済むのだと。安全文化において一つの非常に重要な要素というのは、将来に向けて、将来起こるかもしれない危機に備えて十分な投資や資源の配分ができるかということにあります。起きるか起きないか分からないけれども、起きるかもしれない。そして、一旦起きたからには重大な被害を及ぼすような事態に対して十分な投資ができるか。これはトップでなければ判断できないことであって、私たちはその姿勢をトップから見ようとしている。

同時に、現場は現場で士気であるとか、職場環境であるとか、それは大事な要素はいくつもあります。それを私たち5人が発電所に常駐して、現場の人たちと頻りに接する

ということは物理的に不可能だけれども、ただ、今、軌道に乗せようとしている新検査制度では、やはり現場の状態をありのままに、どれだけ捉えようかということに最大限の努力を図るつもりでいて、これは現場だけを見ればいいというものではないし、経営陣と会ってさえいけばそれでいいというものでもないと思っていて、同時にやらなければいけないことだというふうに考えています。

○司会 そうしたら、ヒラガさんでよろしかったでしょうか。

○司会 新潟日報のヒラガと申します。

1点質問させてください。柏崎刈羽の関係なのですけれども、これまでの審査を振り返って印象について伺います。適格性以外の技術的な審査で、結論を出す上で難しかった議論ですとか、印象に残っている議論として、具体的にどんなものがありますでしょうか。

○更田委員長 そうですね。何を挙げればいいのか、少し今、迷いましたけれども、1つは、これは今日の委員会でも大きな話題になりましたけれども、格納容器の過温・過圧破損に対する対策。まずは、静的であって信頼性の高いフィルタードベントについての議論、これを特定重大事故等対処施設ではなく、本体の施設として議論するのは、今回のケースが初めてですので、ベントという手段の有利な点と不利な点について、改めてきちんと吟味することができたというのはよかったと思っています。

更に言えば、ベントはどうしても希ガスの放出を伴わざるを得ないので、ベントを使わないで格納容器を破損から守るという手段について、これは東京電力からの提案という形で進めることができたのは、むしろよかったと思っているのですけれども、代替循環冷却という手段に関して共通理解が得られたということは、とてもよかったと思っています。

それから、全交流電源喪失の期間について、これも24時間電源が復旧しないという前提のもとに議論をしたわけですがけれども、新規制基準は明確にその部分を定義していたわけではないので、審査の中で議論を通じて得た経験から、条件の設定を改めて明確にしたところがあるのですけれども、やはりこれは動力電源喪失に対しても、より堅牢な対策・対処を備えることができるようになったと思っています。簡単な審査ではありませんでしたけれども、従来と同様、厳正な審査、そして、十分な議論を尽くすことができたということに関しては満足をしています。

○司会 では、ミヤジマさん。

○記者 FACTAのミヤジマです。

更田先生は審査を横並びで全部見ていたので何うのですけれども、本来、当局が事故の事業者である東電に保守的になるのは当然だと思います。しかし、今回、Bについて、東電が最初に認められたのはなぜなのか。同じBを持っているほかのところは、遅々と

してというか、まだハードルを越えられない。これは他の電力会社が持っているBはよほど問題が多いということなのか、それともやはり尻込みをしているということなのか、この理由をみんな素朴にそう思うのですけれども、ほかのところはどうなっているという御認識なのでしょう。

○更田委員長 後で広報に怒られるかもしれませんが、ちょっと正直に。2つ答えがあります。

1つは、これが真実なのですけれども、サイト条件に関する議論で最も早く成案を得たのが柏崎刈羽であったということ。ほかのサイトについては、Ssが決まらなかったり、津波に関する議論が終わらなかったりということで、真っ先に、自然ハザードに関して言えば、一定のゴールにたどり着いたのは柏崎刈羽だったというのが、これがもう本当に唯一の理由です。特段、東京電力をまず最初にやろうとしたわけではありません。

2つ目が怒られるかもしれないのだけれども、ひょっとすると、他電力に関しては、先頭に立ちたくないという思いがあったかもしれないです。それは分かりません。これは想像みたいなものですから。ただ、やはり早く議論を始めたいという姿勢や決意において、東京電力から強いものを感じたのは事実です。

○記者 私も全く後者なのだろうと思っておりまして、逆に言うと、1F事故を起こした東電が、その教訓を本当に学んで今回の合格を勝ち得たのだとするならば、滞っている分も含めて、今回の東電の取組というのを他の電力はある種のモデルケースとして、審査しているからには、やはり普通、2年ぐらいで認めてもらうようなことをしなければ、組織は腐るわけですよ。機械も腐るのですよね。

だから、そういう意味で、この東電のを認めたということにおいては、東電は本当に教訓を学んである程度やったのだということ、私は、ある意味で、当局が地元の新潟や福島には私は説明責任があると思うのです。それは何が何でも1Fという問題について、これをしっかりやったのかどうかというところがね。だとしたら、今回の審査結果というのは、なかなか一番遠い保守的な峠を越えたというポジな評価もできると思うのですけれども、そののところはどういうふうにお考えになっているのですか。

○更田委員長 2つのことをお答えします。

1つは、これは当事者なので当たり前なことだけれども、一番身にしみているのは東電だというのは感触として持っています。当事者だから当たり前ですよ。当たり前だけれども、当たり前が当たり前であるだけに、本当に二度とあいつの思いをしたくないという強い思いを持っていたのは東京電力であつたらうと思っています。このことは当然だし、また、当然であるだけに、審査の内容、申請の内容にもそれがあらわれて、よい方向に向かった部分というのは確かにあるだろうと思います。

2つ目は、一方、懸念もあって、これは東京電力に対する懸念ではなくて、他の事業者に対する懸念なのですけれども、リーディングカンパニーの後をついていけばという姿勢を持っているとしたら、これは大間違いで、東京電力さんと同じものを建てました、

東京電力さんと同じようになっています、東京電力さんのやり方と同じようにやります、ですから合格ですと、そうはいかないと。これはここで申し上げておきたい。

これの方がむしろずっと危険です。たまたま自社は事故を起こしていないかもしれないけれども、リーディングカンパニーの後をついていけば審査に合格するというような意識を持っていたとしたら、この意識こそ私たちは問題にしていきたいと思っています。

○司会 スミさん、必要ですか。では、スミさん、最後で。

○記者 2問、済みません。

1つは、また適格性の話で申し訳ないのですけれども、田中前委員長は退任会見で消極的な容認ですというような表現がありました。更田委員長としては、今お話を聞いていると、割と積極的に認めていらっしゃるような雰囲気もあるのですけれども、どのようにお考えなのかというのが1点。

もう一点は、東京電力と並んで適格性が疑わしいという、事業者ではないかもしれないですけれども、原子力機構があると思うのですけれども、今、常陽の再稼働を一応目指しているということだと思うのですが、原子力機構については、何かそういう特別な、東電スペシャルならぬ機構スペシャルみたいなものを考えていらっしゃるのでしょうか。教えてください。

○更田委員長 1つ目は、田中前委員長が消極的とおっしゃったのは、これは心情としてはよく分かるのは、事故の当事者である東京電力に対して適格性があると判断するもの、積極的に判断というのは、おそらく田中前委員長もそうだろうけれども、どうしても私たちは人間だから、心情的に喜んで積極的に適格だと言うのはためられる部分があったのだと思います。

消極的か積極的かというのを二者択一についてお答えするつもりはないけれども、ただ、適格性の審査・判断は滑らかな道りであったとは思ってなくて、自分自身に問いかける部分、自分に問いかける部分が何度もありましたし、前例がなくて非常に難しい判断だったと思っています。

2つ目のJAEA。JAEAスペシャルというか、JAEAの置かれている条件というのは、ほかの事業者と比較の難しいところもあって、民間企業ではないので、例えば運転停止だとか、そういったものの痛みというものがどうしても違うのですよね。

更に言えば、設備を運用している人たちと設備を使いたい人たちが本当に一体になっているかという、そこも組織の作り方で難しいところがあって、研究者は設備を使いたいかもしれないけれども、運転をしている人たちは研究者そのものではないというような構図があって、民間であれば全社一丸となって、会社が倒れたら困るわけなので、ところが、JAEAに関しては、民間にない、置かれている条件が違うので、JAEAスペシャルな部分というのはどうしても生まれてきてしまうと思います。

今後、JAEAをどう見ていくかということからいけば、例えば、東海再処理施設で高レ

ベル廃液がまだ残っていて、ガラス固化は12.5年という約束があったけれども、これが本当に果たせるのか。果たせないのであれば、地震や津波に対して一定の対策を求めていかなければならない局面になるかもしれないし、それから、もんじゅに関しても、廃炉措置計画がまだ申請されない状態にありますし、更に言えば、もっと深刻といたしますか、もっとなかなか表には出てこないかもしれないけれども、この間の燃料研究棟の被ばく事故、1つの例ではあるのですが、JAEAはこれから後片づけをしなければならないものを山のように持っている。

それをどう対処していくかというのは、民間企業だったら倒産しているわけですが、民間企業でないだけの難しさというものがあって、これは東海再処理やもんじゅの監視を担当している田中知委員やメンバーに関しても、大きな悩みではあるのだろうと思いますが、今後のJAEAが抱えている廃止措置を計画している施設に対する対処については、新たな議論をきちんとしなければならないかもしれないとは思っています。難しさがあることは自覚をしています。

○司会 それでは、本日の会見は以上としたいと思います。お疲れさまでした。

—了—